

茨城県立医療大学内部質保証委員会規程

〔令和7年6月13日〕
医療大訓第1号

（趣旨）

第1条 この規程は、茨城県立医療大学学則（平成6年茨城県規則第108号）第13条第3項の規定に基づき、茨城県立医療大学内部質保証委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- （1）学長
- （2）副学長
- （3）事務局長
- （4）付属病院長
- （5）学長特別補佐（内部質保証担当）
- （6）附属図書館長
- （7）学生部長
- （8）研究科長
- （9）自己点検・評価実施部会長
- （10）SD・FD部会長
- （11）その他学長が必要と認める者

（審議事項）

第3条 委員会は、次の事項を審議する。

- （1）アクションプランに関する事項
- （2）学校教育法第109条に基づく認証評価及び自己点検・評価に関する事項
- （3）SD・FDに関する事項
- （4）その他大学評価に関する事項
- （5）アーカイブズに関する事項
- （6）その他内部質保証に関する事項

（委員会等）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は学長特別補佐（内部質保証担当）をもって充てる。

3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

(会議)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長になる。

2 委員長に事故のあるときは、副委員長がその職務を代行する。

3 委員会は委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

4 委員会において議決を要する事項は出席委員の過半数によって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

5 委員長が必要と認めるときは、委員以外の教職員を出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(部会)

第6条 委員会は、内部質保証に関し、必要に応じて別に部会を置くことができる。

(外部評価)

第7条 委員会は、内部質保証に関し、必要に応じて別に外部評価者を置くことができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、事務局総務課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

1 この規程は、令和6年5月1日から施行する。

2 茨城県立医療大学自己点検・評価委員会規程は、廃止する。

3 茨城県立医療大学第2期アクションプラン運用会議設置要項は、廃止する。

付 則

1 この規程は、令和7年6月13日から施行する。

2 茨城県立医療大学SD・FD委員会規程は、廃止する。